

佐賀県告示第百十二号

佐賀県中小企業特別対策資金融資制度要綱（平成八年佐賀県告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第六条第三号中二をホとし、八をニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 緊急対策借換資金

別表の経営安定化貸付の項中

経営改善資金	次に掲げる中小企業者で、商工会議所等の指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金	5,000万円	運転資金10年以内	1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の据置期間を置くことができる。	
円滑化借換資金	中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金（中小企業金融安定化特別保証制度に係る貸付けを除く。）を含む。）			年0.71パーセント以内	

を

経営改善資金	次に掲げる中小企業者で、商工会議所等指導に基づき、適当と認められた長期の運転資金 1 不時の災難又は急激な経済環境の変化により資金繰りに著しい困難を生じている中小企業者 2 売上げの減少その他の理由により資本の構成が著しく不均衡となっている中小企業者	5,000万円（緊急対策借を含む場合は、8,000万円）	10年以内		1 原則として、月賦償還とする。 2 2年以内の期間を置くことができる。	
緊急対策借換資金	保証申込時点において附則第5項の規定による経営改善資金（緊急対策融資）に係る借入金の残高がある中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金を含む。）					
円滑化借換資金	中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づき市長の認定を受けた中小企業者で、経営の安定に支障をきたしているものが必要とする長期の運転資金（既存債務の借換資金を含む。）			年0.71パーセント以内		

に改める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。